

第23回期 第12回浅川町農業委員会総会 議事録

1 開催日時 平成30年6月19日(火) 午後1時30分から午後2時15分

2 開催場所 浅川町役場 2階大会議室

3 出席委員(委員10人・推進委員11人)

会 長	10番	生田目源一
会長職務代理者	9番	大河内一二
委 員	1番	會田 陽子
同	2番	酒井 秀忠
同	3番	鈴木 政吉
同	4番	小針 賢一
同	5番	会田 嘉治
同	6番	佐川 健二
同	7番	角田 一志
同	8番	八旗 正紀

推 進 委 員 (浅川・滝輪)	石塚 隆晴
同 (里白石・福貴作)	小宅 正一
同 (同)	我妻 秀雄
同 (簗輪・袖山)	関根 榮治
同 (中根松)	江田 利光
同 (大草)	佐川 光一
同 (東大畑・畑田)	小室 勝弘
同 (染)	川音 光平
同 (小貫・太田輪)	八木沼 進
同 (山白石)	佐藤 博
同 (同)	圓谷 広行

4 欠席委員(0人)

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について

1件

議案第28号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用
集積計画の作成に対する決定について

3件

議案第29号 青年等就農計画の認定に係る意見決定について

1件

6 農業委員会事務局職員

事務局長 岡部 真

主 査 木谷 裕人

7. 会議の概要

事務局長	<p>一同ご起立願います。礼、着席願います。 会長から開会と招集のご挨拶をいたします。</p>
会 長	<p>ただいまから第12回浅川町農業委員会総会を開会いたします。 あらためまして、こんにちは。第12回浅川町農業委員会総会を招集しましたところ、委員の皆様方におかれましてはいつものようにお忙しい中お集まりいただきまして誠にありがとうございました。</p> <p>また、先日13日、14日と1泊2日で大潟村の方に視察研修に行ったのですが、多数参加をいただき研修をしていただきまして、重ねてお礼を申し上げます。大潟村の耕作面積一人当たり、我々では考え付かないような面積で戸平均10ha、多い人では30町歩以上という説明がありましたが、あまりにも規模が大きく1枚あたりの田んぼも2町5反、平地を見てきましたが想像のつかないような田んぼでした。我々も農業経営をしている建て前上、少しでも役に立てばいいのかなと思っておりますので、みなさんも研究をしながら農業経営に励んでもらいたいと思います。</p> <p>いよいよ梅雨の時期に入りまして、今日は中休みと言うことでかなり暑い晴れ間が見えますが、これから当分、梅雨が続くのかなと思います。これは、先輩方に聞いた話なのですが、タチアオイ今咲き始めているのですが、タチアオイの花が一番上まで咲くと梅雨が明けると聞きますが、今日注意して見てきましたが下の方がやっと咲き始めたところですので、まだ当分梅雨は続くのかなと感じました。梅雨に入りますと農作物の管理等に大変気を使うと思いますが、自分の体の健康管理の方も十二分に注意をして農業経営に励んでもらいたいと思いますし、委員としての仕事の方にも邁進していただきたいと思っております。</p> <p>本日の議案は4件ほどでございますが、いつものように慎重な審議をお願いいたします。よろしく願いいたします</p>
会 長	<p>本日の農業委員の出席は10名中10名です。 農業委員会等に関する法律第27条第3項の定足数に達しておりますので、第12回浅川町農業委員会総会は成立いたしました。なお、推進委員の出席は11名中11名、全員です。</p> <p>議事日程第1の議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。 浅川町農業委員会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、会長指名することで、ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会 長</p>	<p>異議なしと認め、6番、佐川建二委員、7番、角田一志委員を指名いたします。次に、議事日程第2の会議書記の指名を行います。書記には事務局職員の木谷主査を指名いたします。</p> <p>日程第3、議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第26号、農地法第3条①について、染地区推進委員、川音光平委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>川音委員</p>	<p>はい。推進員の染地区担当の川音です。</p> <p>6月10日午前8時半に私と農業委員の八旗正紀委員と■■■■さんご夫妻4名で話をしてきました。この土地については、今から12、3年前に土地基盤整備が完了しまして、現在、■■■■さんが耕作しておりますが、現在一枚の田んぼの中に■■■■さん名義の土地があるということで、この機会に名義変更と規模拡大ということで今後やっていきたいという■■■■さんの意見であります。■■■■さんとコンタクトをとりまして本人の許可を得ましてスムーズに土地の譲渡をする運びとなりました。農地法の第3条の2項ということで、1号から7号までありますが、これらの条件に抵触する件は全くございませんので、よって私は妥当と認めますので、皆様方のご意見をいただきたいと思っております。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>先ほど朗読の中で申請物件の地目を私、畑と読んでしまいましたが田の誤りで訂正させていただきます。</p> <p>事務局より補足説明いたします。</p> <p>譲渡人、■■■■さん、譲受人、■■■■さんで二人の関係ですがいとか関係にあるということです。■■■■さんは東京に在住で、今回の申請地は長年、■■■■さんに作付けしてもらっていたそうです。■■■■さんとしては農地を所有していても今後も自分で管理する予定もないことから■■■■さんに贈与したいということで今回申請がなされたということです。</p> <p>農地法第3条第2項各号に該当するか否かについてですが、■■■■さんの経営状況および従事状況、さらには本議案の取得面積後の経営面積が6,848㎡となることなどからいずれにも該当しないものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>会 長</p>	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第26号①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>

<p>会 長</p>	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第26号、農地法第3条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p>
<p>会 長</p>	<p>全員賛成ですので、議案第26号、農地法第3条①は許可決定いたします。</p> <p>次に、議案第27号、農地法第5条の規定による許可申請について上程いたします。</p> <p>事務局より議案の朗読を求めます。</p>
<p>事務局長</p>	<p>【議案朗読】</p>
<p>会 長</p>	<p>議案第27号、農地法第5条①について、浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の調査報告および意見を求めます。</p>
<p>石塚委員</p>	<p>浅川・滝輪地区推進委員、石塚です。</p> <p>議案第27号、農地法第5条①について調査の結果報告及び意見を申します。</p> <p>譲渡人、[]さん、譲受人、[]さん以下記載のとおりです。12日午後1時30分より地区副担当の会田委員と酒井委員及び譲渡人、譲受人立会いのもと現地にて調査をまいりました。</p> <p>[]の畑、349㎡に一般住宅を建設したいということです。汚水は町下水道に接続し、雨水はU字溝に放流するそうです。</p> <p>調査事項であります一般基準の1から10項目について該当する項目はなく、今回の転用については何ら問題ないものと思いますのでご審議をお願いいたします。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局より補足説明をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>農地転用許可の検討事項ということで補足説明いたします。</p> <p>まず、立地基準となる農地の区分につきましては、役場から300m以内であり公共施設近距離農地ということで農地転用基準の第3種農地と判断しました。</p> <p>次に、一般基準の各項目についてですが、転用目的は、一般住宅敷地であり適当であると思われまます。</p> <p>転用に必要な資力、信用については、全額借入金で賄う計画であり資金証明も添付されており問題ありません。</p> <p>転用の妨げとなる権利を有する者の同意を得ていない場合は許可しないことになっておりますが、申請地は譲渡人の所有地であり、農地台帳を確認しても利用権の設定等はされていないため該当しません。</p> <p>許可を受けた後、遅滞なく申請の用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、工期は30年11月末までとされており該当しません。</p>

	<p>行政庁の免許、許可、認可等の処分がなされる見込みがない場合は許可しないことになっておりますが、建築基準法いずれも許可見込であり該当しません。</p> <p>法令により義務付けられている行政庁との協議が済んでいない場合は許可しないことになっておりますが、協議を要するものがなく該当しません。</p> <p>申請農地と一体として使用する土地がある場合、それらを一体利用できる見込みがない場合は許可しないことになっており、申請地のみの計画のため該当しません。</p> <p>事業目的からみて申請面積が適正と認められない場合は許可しないことになっておりますが、一般住宅敷地として適当な面積であり該当しません。</p> <p>申請に係る事業が土地の造成のみを目的とする場合は、一定のもの以外は許可しないことになっておりますが、一般住宅が目的ですので該当しません。</p> <p>転用が土砂流出等の災害を発生させるおそれがある場合、農業用排水施設の機能や周辺農地に支障を及ぼすおそれがある場合は許可しないことになっておりますが、周辺に農地はなく支障ありません。なお、汚水は公共下水道による処理、雨水は既設の町道側溝に放流する計画となっております。</p> <p>それから、別紙A3の図面をご覧いただきたいと思います。左が現況図ですが、役場の前の通りを南下していただいて踏切の手前を左側に入ったところの町道に接する土地です。右側が土地利用計画となっております、申請書の中に計画の内容が記載されていますが、この数値が土地利用計画図の方のものと一致しております。すでに公共下水道の区域ですので、汚水については公共下水道、雨水については既設の町道の側溝に放流することになっております。以上です。</p>
会 長	<p>地区推進委員及び事務局の報告、説明が終わりましたので質疑を許します。議案第27号、農地法第5条①について、質疑ございませんか。</p>
	<p>(「異議なし」の声)</p>
会 長	<p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p>
	<p>議案第27号、農地法第5条①について、許可することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(挙手全員)</p>
会 長	<p>全員賛成ですので、議案第27号、農地法第5条①は許可相当と意見決定いたします。</p>
	<p>次に、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の作成に対する決定について上程いたします。事務局より議案の朗読および説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>
	<p>①について説明いたします。 被設定人の■■■■■さんは、皆様ご存知かと思いますが■■■■■の■■■■■</p>

	<p>を務めており、認定農業者でもあります。また、人・農地プランにおいても地区の担い手として名前があげられております。設定人はのさんです。</p> <p>今回利用権を設定しようとする農地は、いずれもこれまでさんに利用権設定されていたもので4月末に期間満了を迎えたことによる再設定となっております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である3要件いずれも満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われます。以上です。</p> <p>この集積計画①に対し浅川・滝輪地区推進委員、石塚隆晴委員の意見を求めます。</p> <p>はい。浅川・滝輪地区推進委員、石塚です。</p> <p>事務局の説明がありましたとおり、今回の利用権の設定を受けるさんについては町認定農業者で、のも務めております。経営基盤強化促進法第18条第3項、第2項のいずれも満たしていると思われ今回の集積計画については問題ないものと考えます。以上です。</p> <p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条①について、質疑ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①について、決定することに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画①については決定いたします。</p> <p>次に、皆様にお諮りいたします。議案第28号の②と③については関連がありますので一括して審議したいと思いますがご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p> <p>異議なしと認め、事務局より②③の説明を求めます。</p> <p>はい。被設定人のさんは、の方です。このあとの議案で審議されますが、さんは新規就農者として農業次世代人材投資資金の支援を受けるため青年等就農計画の認定を受けることを希望されております。</p> <p>農業次世代人材投資資金を受けるためには経営する農地の利用権が設定され</p>
--	---

	<p>ていることが必要となっているため、今回利用権を設定することとなったものです。</p> <p>設定人は、祖父の■■■■さんと同じ■■■■の■■■■さんの2名となり、合計で10筆、約12,000㎡となります。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である、一つ目、農用地利用集積計画の内容が町の基本構想に適合することであること。二つ目、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてについて、耕作又は養畜の事業を行うと認められること、及び、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。三つ目、対象農地の関係利権者のすべての同意が得られていること。のいずれの要件も満たしていると認められ、利用権設定は何ら問題ないと思われま</p>
会 長	<p>つづいて、この集積計画に対して山白石地区推進委員の圓谷広行委員の意見を求めます。</p>
圓谷委員	<p>山白石地区推進委員の圓谷です。</p> <p>先ほど事務局から説明がありましたように、申請者の■■■■さんは2年前に父親を亡くし、今の農業は祖父の■■■■さんが主になって行っていたのですが高齢のため農地も遊休地化されているような状況でした。■■■■さんが昨年勤めを辞め、農業の方に専念したいということで今回の申請がなされたということです。本人にお会いして話を聞きましたが、とても真面目で熱意を持っているような青年で、先ほどの三つの要件も合致していますのでふさわしいのではないかと思います。以上です。</p>
会 長	<p>事務局の報告及び地区推進委員の意見が終わりましたので質疑を許します。</p> <p>議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条②③について、質疑ございませんか。</p>
会 長	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条②および③について、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
会 長	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第28号、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画②および③については決定いたします。</p> <p>次に、議案第29号、青年等就農計画の認定に係る意見決定について上程いたします。事務局より議案の朗読、説明を求めます。</p>
事務局長	<p>【議案朗読】</p>

つづいて説明いたします。今回の案件は、青年等就農計画の認定にあたり農業委員会としての意見を求められているものです。

認定においては、農協、普及所などの関係機関で構成された審議会において審議することとなっておりますが、迅速な認定のため文書での意見を求められたことにより議案にかけ意見決定をするものです。計画の認定にあたっては、町の農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った計画である必要があります。

今回の認定申請者の■■■■さんは、先ほども申しましたが■■■■の方です。■■■■さんは、昨年の秋までは会社勤めをされていましたが、今後は農業に専念する考えで、今回新規就農者として農業次世代人材投資資金を受けることを希望されて認定申請が出されました。

皆様のお手元に計画書の写しを配布しておりますが、中身をご覧いただきたいのですが、まず農業経営開始日は平成30年7月1日を予定しており、営農類型は露地野菜と水稲となっております。

将来の農業経営の構想としてはキュウリとネギでの所得向上、さらには6次化を目指したいとのこと。二枚目にありますように現状は水稲60aですが、5年後は1haにする目標となっており、現状ではキュウリ、ネギがありませんが新たに組み込む計画となっております。

構想に沿った計画であるかですが、1枚目に記載ありますが青年等の新規就農者の5年後の目標が構想にある年間農業所得額210万及び年間労働時間1,900時間程度とされた内容を超える形での計画となっております。

以上、浅川町農業委員会として、■■■■さんの就農計画が基本的な構想に沿ったものであると認め、認定に異議がないか審議をお願いいたします。

なお、計画書の写しについては個人情報関係上、回収させていただきますので、審議終了後は机上に残してお帰りいただきますようお願いいたします。以上です。

会 長

事務局より議案の朗読及び説明が終わりました。本申請人は山白石地区の方となりますが、山白石地区推進委員、圓谷広行委員の方でご意見がありましたら発言願います。

圓谷委員

先ほども申し上げましたが、■■■■さんは昨年勤めを辞め、そして農業に専念したいと。そして、一部遊休化していた■■■■さんの畑なども回復させ、この認定が将来の自分の農業に連繫できるように今準備を進めております。

また、■■■■さんの奥さんのお父さんが■■■■でキュウリ栽培を3代にわたってやっていた経験もありまして、その方の助言をいただいたり、それから農協などの関係機関からの指導、助言を受けながら準備を進めているようです。

とても熱意のある、気力のある方ですので、私としてはこの申請を出すにはふさわしい青年だと思っております。以上です。

会 長

議案第29号について質疑を許します。

議案第29号について、質疑ございませんか。

<p>会 長</p>	<p>(「異議なし」の声)</p> <p>質疑なしと認め、農業委員の採決を取ります。</p> <p>議案第29号の認定について、異議なしとすることに賛成の農業委員は挙手をお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>(挙手全員)</p> <p>全員賛成ですので、議案第29号、青年等就農計画の認定に係る意見決定については異議なしと意見決定いたします。</p> <p>本日の議案の審議はすべて終了いたしましたのでその他に入ります。皆さんから何かございませんか。</p>
<p>会 長</p>	<p>ないようですので事務局からお願いします。</p>
<p>事務局長</p>	<p>はい。まず一点目、次回総会ですが7月18日水曜日午後1時30分を予定しております。</p> <p>前回の農業委員会総会のご案内しましたが、本日総会終了しましたら今年度第1回浅川町農業委員会と関係機関、団体との連携会議を予定しております。</p> <p>須賀川農業普及所、農協、町、農地中間管理機構の安藤マネージャーについては欠席となっておりますが、引き続き3時からの予定となっております。関係者の皆さんが集まり次第始めたいと思いますので、よろしくをお願いします。</p> <p>なお、この連携会議は年4回予定しておりますが、次回からは総会の通知と併せて開催の文書を委員の皆様にも送付させていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>木谷主査</p>	<p>私の方からも、1点ご連絡申し上げます。昨年度も皆様にご協力いただきました農地の利用状況調査でございますが、今図面と調査票の作成をしております。来月の総会時にそちらを皆様にお渡しさせていただく予定であります。調査方法等の詳細については、来月の総会の際にあらためて説明させていただきたいと思いますが、今年も昨年同様、9月末頃までの期間において管内全部の農地を調査することとなります。それで、8月末頃になると思いますが合同調査確認日ということで設け、県の立会いのもと全体で調査するという日も出てくるかと思いますがご協力の方よろしくお願ひいたしたいと思ひます。それから、昨年調査票を借用中の委員の方へは、来月返却いただきたいと思ひますのでご持参いただきたければと思ひます。以上です。</p>
<p>会 長</p>	<p>事務局の方から今後の日程等報告、説明がございました。委員の皆さんから何か質問等があればお願いします。</p>
<p>会 長</p>	<p>ないようですので、それでは、以上を持ちまして第12回浅川町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

事務局長	ご起立願います。礼。ご苦労様でした。
------	--------------------

浅川町農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名押印する。

浅川町農業委員会 会 長 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)

同 議事録署名委員 _____ (印)